

## 日本文化人類学会誌『文化人類学』掲載原稿に関する査読規程

(目的)

### 第1条

日本文化人類学会は、学会誌『文化人類学』に掲載される「論文」、「研究ノート」、「研究展望」、「資料と通信」等が、学術研究にふさわしい高度な水準を保ちうるように、査読の制度をおく。本制度の運営については、編集委員会が責任を負うものとする。

(査読者)

### 第2条

編集委員会は、投稿された「論文」、「研究ノート」、「研究展望」、「資料と通信」等（以下論文等という）1編につき原則として2名以上の査読者を選定し、査読を依頼する。

(査読者の匿名性)

### 第3条

査読者は匿名とする。編集委員会は査読者名を公開しない。

(査読方法)

### 第4条

査読者は、査読対象論文等に対して、次の各号につき可、不可の評価を行う。

[審査事項]

#### I. 内容

- 1) 文化人類学・民族学研究としての主題の妥当性
- 2) 文化人類学・民族学への寄与度
- 3) 素材・資料の妥当性
- 4) 素材・資料の提示方法
- 5) 結論の提示方法
- 6) 論理展開の明確さ
- 7) 内容の正確さ
- 8) 内容の完成度
- 9) 原稿区分（「論文」、「研究ノート」、「研究展望」、「資料と通信」等）の適切さ

#### II. 表現

- 1) 表題の適切さ
- 2) 文章の表現力
- 3) 文章の読みやすさ

#### III. 形式

- 1) 章・節など全体構成の適切さ
- 2) 原稿枚数の適切さ

#### IV. 図表等

- 1) 図表の必要性
- 2) 図表の作成・説明の適切さ

V. 文献

- 1) 参照文献の妥当性
- 2) 参照文献引用の仕方の適切さ

VI. 要旨（論文の場合は日本語要旨および欧文要旨、研究ノート、研究展望の場合は欧文要旨）

- 1) 論文の主旨表現の妥当性

2 査読者は、前項の評価に基づいて、総合的判断として、次の4投階の判定を行う。

[判定]

I. 掲載可（再審査不要）

- 1) このままで掲載可
- 2) 指摘箇所訂正後可（技術的でマイナーな訂正に限る）

II. 訂正後再審査

- 1) 小程度の書き直しを必要とする
- 2) 中程度の書き直しを必要とする
- 3) 大幅な書き換えを必要とする
- 4) 投稿区分の変更を必要とする

III. 掲載否

- 1) 既発表
- 2) 文化人類学会誌として不適當
- 3) 内容不可
- 4) その他

IV. 判定不能

- 1) 一部他分野の専門家の判断を必要とする
- 2) その他

3 査読者は、総合評価および判定について、編集委員会に対して意見を述べなければならない。

4 編集委員会は、査読結果を投稿者に通知する。

（掲載原稿の決定）

編集委員会は、査読者による査読結果を十分に斟酌して、掲載原稿を決定しなければならない。

2 掲載原稿の決定は、編集委員の過半数の賛成によって行う。

(規程の改正)

#### 第6条

本規程の改正は、文化人類学会理事会において、出席者の過半数の賛成をもって承認されたときに成立し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 附則

この規程は2014年03月16日より施行する。